

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成23年12月15日

世田谷区

なお、本業務に関わる契約締結は、当該業務にかかる平成25年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものです。

### 1 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区地域包括支援センター事業委託

#### (2) 業務内容

包括的支援事業

介護予防事業

認知症ケアの推進にかかる事業

あんしん見守り事業（実施しない場合もある）

詳細は、募集要項を参照

#### (3) 履行期間

平成25年4月1日～平成26年3月31日

ただし、支援センターの運営状況が良好と認められた場合、かつ、予算について区議会で議決を得られた場合に限り、契約を更新する。なお、契約は単年度ごととし、委託法人の選定については、6年を目処に再度行う予定である。

### 2 参加資格

平成23年12月1日現在、法人格を有し、次に掲げる要件をすべて満たす事業者であること。

- (1) 特別区（東京都23区）又は世田谷区隣接市（三鷹市、調布市、狛江市、川崎市）内に事業者本部又は事業所を有し、次の～のいずれかに該当すること。

社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人

医療法第39条に規定する医療法人

特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動法人

一般社団法人及び一般財団法人

消費生活協同組合法に規定する消費生活協同組合

(2) 法人として、次のいずれかの事業所(施設を含む。)の運営実績があること。

介護保険法に基づく地域包括支援センター

老人福祉法に基づく老人介護支援センター(在宅介護支援センター)

介護保険法に基づく指定を受けてサービスを提供する事業所

ただし、福祉用具貸与・販売の事業所を除く。

(3) その他

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。

介護保険法に規定される指定欠格事由に該当する者でないこと。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

公募説明会に参加し、公募説明会当日に参加表明書を提出していること。

### 4 提案書を特定するための評価基準

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| (1) 法人概況 | (4) 事業計画 | (7) 見積金額 |
| (2) 運営実績 | (5) 職員体制 |          |
| (3) 運営管理 | (6) 設置計画 |          |

### 5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所分庁舎(ノバビル)3階

世田谷区地域福祉部介護予防・地域支援課介護予防・地域支援担当

電話: 03-5432-2953

FAX: 03-5432-3085

(2) 募集要項等の交付期間方法

交付期間 平成23年12月15日(木)~平成24年1月10日(火)

交付方法 世田谷区ホームページからダウンロード

ホームページ掲載箇所: 区のトップページ>福祉・健康>お知らせ

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成24年1月11日(水)

提出場所 公募説明会会場(区役所第2庁舎4階区議会大会議室)

提出方法 直接持参すること。

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成24年2月20日(月)~24日(金)

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

提出場所 区役所プレハブ会議室2階

提出方法 直接持参すること(郵送不可)。

6 その他

(1) 審査により選定された事業者と提案の内容を元に随意契約を締結する。

(2) 区は、この案件に提案書を提出した者の法人名及び提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(3) 本件の手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本通貨に限る。

(4) 契約保証金 免除

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 地域包括支援センター運営業務に関連する情報を入手するための照会窓口は、世田谷区地域福祉部介護予防・地域支援課とする。

(7) 本件に関して区から受領した書類は、区の事前の承諾無しに本件の提案作成以外の目的に使用してはならない。

(8) 提案に関して必要な費用は、すべて提案者の負担とする。

(9) 提案者からの提出物は、世田谷区の所有とし返却はしない。また、世田谷区が必要と判断したものについては、提案書の内容を世田谷区が無償にて使用できる。

(10) 詳細は募集要項による。